

IFRS in Focus

保険契約

注:本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

目次

- ・提案
- ・測定モデル
- ・測定モデル - 短期契約のための簡易アプローチ
- ・契約の境界
- ・有配当性
- ・定義と範囲
- ・アンバンドリング
- ・表示
- ・開示
- ・ユニット・リンク契約
- ・再保険
- ・経過措置と発効日

要点

- ・提案された保険契約義務認識のための「ビルディング・ブロック・アプローチ」は、今日使用されているアプローチおよび方法とは大きく異なっている。
- ・「将来キャッシュ・フローの現在の確率加重された見積り」、「割引率」、「(将来キャッシュ・フローに内在する)不確実性および将来利益をそれぞれ表示リスク調整(risk adjustment)と残余マージン(residual margin)」の3つのビルディング・ブロックがある。
- ・保険者は、個々のビルディング・ブロックを適切に見積るために、保険者独自のアプローチを確立することを要求される。
- ・増分新契約費(incremental acquisition costs)は、保険契約から生じる(将来)キャッシュ・フロー(・アウト)に含まれる。
- ・保険負債とそれに対応する資産の測定にミスマッチがある場合、利益のボラティリティが大きくなる可能性がある。例えば、負債の割引率が、資産の期待運用利回りとは一致していない場合である。利益の認識パターンは契約期間中に(行われる)リスク調整の(再評価)や契約期間にわたって行われる残余マージンの解放(release)によっても影響を受けることがある。
- ・どのように保険契約の価格が設定されるかに依存して、当初の認識で損失が認識されることもある。
- ・保険契約のアンバンドルは、(1)保険カバレッジに、保険カバレッジとは密接に関連しない非保険義務が結合されており、(2)それらの要素の収益認識が個々に検討されなければならない場合に要求されるが、この契約のアンバンドルは、収益認識のタイミングに重大な影響を及ぼす可能性がある。
- ・確率加重されたキャッシュ・フロー、関連する新契約費、契約義務の(公開草案で定義されている)認識日、ポートフォリオ測定のための確率分布モデル、適切な割引率の決定と跡付けをするためには、相当なシステム改

修が必要となる可能性がある。

提案

2010年7月30日に国際会計基準審議会 (IASB) は、公開草案 ED/2010/8 保険契約(以下、「ED」という)を公表した。この ED は、IFRS 第4号「保険契約」を根本的に改訂する IASB 保険プロジェクトのフェーズ 1 における重要なマイルストーンである。

保険契約の会計に関するプロジェクトは1997年に開始され、IFRS4 フェーズ 1 とされる今回の ED では、最終的に、生命保険および非生命保険の双方のすべての保険契約と再保険契約について一元的な基準が提案された。2008年10月に米国財務会計基準審議会 (FASB) がプロジェクトに参加して以来、フェーズ 1 は急速に進展し、重要なコンバージェンスプロジェクトとなり、FASB は提案されている IFRS モデルに対する米国の関係者の意見を求めるため、IASB の ED をディスカッション・ペーパーとして数週間以内に公表する予定である。

IFRS4 フェーズ 1 は、大いなる議論の的となってきた。それは、市場整合性のあるインプットを最大限に利用して、現時点での価値をベースとして保険負債を測定することを提案しているため、現行の保険契約の会計処理を大幅に変更することになるからである。ED は、将来キャッシュ・フローの確率加重された割引後の見積りに基づく透明性の高い「ビルディング・ブロック」会計モデルを使用して、保険負債を測定することを求めている。この確率加重された(将来キャッシュ・フローの)見積りに不可避的に内在するボラティリティをどのように会計処理するかについては、IASB と FASB が審議中合意に至らなかった領域であり、結果として、ED では2つの異なる測定方法が提案されている。

測定モデル

ED は、すべての保険契約を透明性の高い「ビルディング・ブロック・アプローチ」を使用した測定モデルを適用して会計処理することを提案している。3つのビルディング・ブロックの説明は以下で示されている。

ビルディング・ブロック 1 - 将来キャッシュ・フローの確率加重された見積り

最初の「ビルディング・ブロック」は、保険者が保険契約上の義務を履行するにつれて生じると想定される予定将来キャッシュ・フローの、現時点でのバイアスのない確率加重された見積りと定義されている。すなわち期待価値 (expected value) である。契約期間には、保険者が、一方的に契約を終了し得るか、または再引受(リスクを十分に反映させるため、特定の保険契約者に適用される保険リスクを再評価し、価格を再設定する) することができる時点までのすべてのキャッシュ・フローが含まれる。これが契約の境界(boundary)と呼ばれるものであり、この提案の重要かつ革新的な特徴でもあるため、以下で詳細に論じる。

保険契約は、「保険者が保険契約の条件に拘束されることとなった時(通常はサインした日)」と「保険者が契約上のリスクにはじめて晒された時(契約発効日)」のいずれか早い時点で当初の認識がされなければならない。もは

や保険契約が保険者の負債として適格でなくなった時点で保険契約の認識は中止される。

見解

契約の会計処理日は、通常、契約書がサインされた時点から開始されることから、(ED の提案する)当初認識の原則は、既存の IFRS と整合している。加えて、企業が、回避できない義務を負った場合に負債を認識するという IFRS の一般原則と首尾一貫して、提案は保険者が契約書にサインを行う以前でも、「リスクを負う」形での行為をしていたかどうかを確認するテストも要求している。例えば、保険者が保険金を支払う準備を整えるという、法的拘束力があり取り消し不能な一方的な約束を行なっている場合にこうした状況が発生する。

こうした原則による保険契約の会計処理は、保険者の会計システムが、会計プロセスを開始する時点として「リスク開始日」を使用するものである場合には、当該システムの変更が必要となる。このアプローチは、対物および災害リスクを引受ける一般的な損害保険会社に共通することである。

将来キャッシュ・フローを見積もるプロセスは、公正価値の概念に基づいているわけではなく、むしろ、保険者自身の視点が反映されるべきであり、期待価値ベース(すなわち確率加重)で、保険契約を履行するのに不可欠なすべての将来キャッシュ・フローを含むべきである。これらのキャッシュ・フローには、増分新契約費ばかりでなく保険料、費用、給付金および保険金支払を含み、有配当契約(participating insurance contract)の場合には、保険者が契約者に支払うと予定する給付金(すなわち契約者配当金)をも含む。(期待現在価値の算定にあたり)、観察可能な市場データ(例えば金利や他の市場データ)は、必ず考慮すべきである。

この方法は、企業の履行義務に焦点をあてていることから、「現在履行価値(current fulfillment value)」アプローチと呼ばれる。

見解

確率加重された見積りには、そのシナリオが発生する確率についての企業の見積りに基づく特定の確率を各シナリオに割り当てた、複数のシナリオの開発が必要となる。ED では要求されていないが、複数の起りうるシナリオをとらえるための確率論的モデルが、期待価値を計算するための最も信頼性のあるアプローチである可能性がある。この方法は現在の保険会計モデルでは一般に使用されておらず、モデルおよびシステムの調整が必要になるかもしれない。

測定モデルにおける第1の「ビルディング・ブロック」の非常に重要な特徴の1つは、キャッシュ・フローが実際に販売された個々の契約の販売、引受および開始に関する活動に直接帰属し、増加する新契約費を含むことである。増分新契約費は、保険契約のポートフォリオではなく、個々の保険契約について識別される。

保険契約の増分新契約費でない新契約費は、発生時に費用として認識される。

見解

第1の「ビルディング・ブロック」において、直接帰属し、増加する新契約費を考慮するという要求は、保険契約を発

行することは、当初認識時に会計上の損失を計上しないことを意味する。なぜなら、新契約費は価格設定上考慮されるため、当初の保険契約の負債は、通常、受け取る対価(契約からの最初のキャッシュ・インフローで、通常前払いされる)よりも小さいからである。

増分新契約費の狭い定義と、これらの費用が新しいモデルで果たす役割(すなわち、直接的に帰属させることが可能で、かつ、増分コストという縛り)を考えると、保険者の費用配分システムの修正を要求する。

ビルディング・ブロック 2 - 貨幣の時間価値を反映する割引率

ED は、保険負債の特性(すなわち、通貨、デューションおよび流動性の特性)を反映した割引率を使用したキャッシュ・フローの割引を要求している。割引率は、契約のキャッシュ・フローの金額、時期または不確実性が特定資産のパフォーマンスに依拠する場合(例えば有配当契約の場合)以外は、負債を担保する資産の特性を反映するべきではない。割引率は、非流動性プレミアムによって調整したリスク・フリー・レートを使用して見積ることができる。例えば、年金保険のペイアウトでは、契約者が、期日が到来した年金の支払日の前または満期以前の償還前には、現金を自由に引き出すことができないため、キャッシュ・フローの流動性は非常に低くなる。

非流動性プレミアムを決定するための広く認められた技法は(現在では)存在しない。しかし ED は、割引率および関連する非流動性プレミアムの選択方法(該当する場合)を含む、重要な仮定(assumption)の選択のプロセスに関する開示要求を含んでいる。

履行キャッシュ・フローの現在価値には、当初認識およびその後の測定のいずれにおいても、保険者の不履行リスクは反映させるべきではない。

適切な割引率を決定するアプローチは、引当金の測定のため IAS37「引当金、偶発債務及び偶発資産」で使用されるアプローチ、および金融商品の公正価値の測定のため IAS39「金融商品：認識及び測定」で使用されるアプローチと類似している。

見解

既存の多くの IFRS ではない会計モデルでは、保険負債の割引率を決定するために資産ベース・アプローチを使用している。例えば、ある会計フレームワーク(US GAAP や Canadian GAAP)は、保険契約上のキャッシュ・フローがその資産価値により影響を受けるかどうかに関わらず、保険負債の割引率と保険者が保険負債の担保として購入した資産の割引率とのリンクを要求している。本提案では、明確なリンクが存在しない限り、保険負債を担保する資産の特性を反映させない。明確なリンクを示す例としては、(例えば、有配当契約のような)契約上のキャッシュ・フローの金額、時期または不確実性が、特定資産のパフォーマンスに依拠している場合がある。ED の求める処理に従った場合(ED は、保険負債の割引率と担保となる資産のパフォーマンスを実質的に切り離しているため)、有配当性契約以外の契約については、その他の条件が同一ならば、(新会計基準への)移行に伴い、保険負債が増加し(一方、対応する資本勘定は減少する)、また、保険負債の割引率に反映できない資産の利率の構成要素に関する利益のボラティリティは大きくなる。この(割引率に係る)要求が保険者に与える影響の大きさは、その保険者の過去の(会計)実務および契約が特に長期であるかどうかによって依存する。潜在的な利益のボラティリティは、保険者の資産の価値の変動が保険負債の変動とどの程度一致しているかに依存する。

保険負債の特徴を反映した割引率を使用して保険契約の割引を行うためには、システムとプロセスの再構築が必要となる。保険者は、非流動性プレミアムを決定する方法を開発しなければならず、IASB がその技法を規定していないことから、この領域においては、実務が進んでいくなかで、財務報告における比較可能性が一時的に低下する期間がある。

ビルディング・ブロック 3 - 不確実性および将来利益を反映するマージン

ED は、保険契約上のキャッシュ・フローのボラティリティをどのように会計処理するかに関する2つの異なるモデルについて、フィードバックを要求している。

- ・ 最初のモデルは、キャッシュ・フローの不確実性が、保険者が許容される3つの技法の1つを使用して計算するリスク調整において明示的に測定されることを要求する。期待価値とリスク調整の合計額として保険契約が測定される際に生じる会計上の利益は、残余マージンを通じてとらえられ、保険カバレッジ期間にわたり収益認識される。
- ・ 代替的なモデルは、見積りの不確実性の明示的な測定(すなわち、リスク調整)を行わない。その代替として、見積りの不確実性を将来利益と一体で複合マージンとしてとらえ、複合マージンは、期待値と比較した実際のキャッシュ・フローの支払または受領に基づいた計算式を使用して、事後的に利益として解放される。

下の表に主要な分野と個々のアプローチの相違点を要約した。

	リスク調整プラス残余マージン	複合マージン
マージンの要素	2 要素 <ul style="list-style-type: none"> ・リスク調整(明示的に報告される)は、最終的な実際履行キャッシュ・フローが予想キャッシュ・フローを超過するリスクから解放されるために、保険者が合理的に支払うであろう最大の金額を示す。 ・残余マージンは、契約開始日に利得があれば、開始日のあらゆる利得を消去する。 	1 要素 <ul style="list-style-type: none"> ・複合マージンは、契約開始日のあらゆる利得を消去し、保険契約によって移転された保険リスクの不確実性を引き受けるために保険者が契約者に請求する金額を示す。
初日の損失、および契約開始日における会計上の利得を消去するための測定	残余マージンは、初日の会計上の利得を消去するために、契約の期待現在価値に対し較正(calibrate)される。 期待価値にはリスク調整を含む。 あらゆる会計上の損失は即時認識される。	複合マージンは、契約開始日の会計上の利得を消去するために、契約の期待される現在価値に対し較正される。 期待価値はリスク調整を含まない。 あらゆる会計上の損失は即時認識される。
	リスク調整プラス残余マージン	複合マージン

利息の付加 (accretion)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 残余マージンには、当初認識時に期待価値の割引に使用したものと同一割引率を使用して利息を付加する。 ・ 明示的なリスク調整は、完全に再測定され、その中に、適切な貨幣の時間価値の調整を含んでいるため、利息は付加しない。 	複合マージンに利息は付加しない。
使用可能な技法	リスク調整を算定するため、3つの技法が認められている(信頼水準、条件付テール期待値、資本コスト)。	該当なし。
集約のレベル	<ul style="list-style-type: none"> ・ リスク調整は、「おおむね類似のリスクに晒され、単一のプールとして管理されている」と定義づけられた各契約ポートフォリオに対して合計で算定されなければならない。 ・ 残余マージンはポートフォリオ内の、類似した契約開始日および保険カバー期間を持つ契約をまとめた契約の集団(群団レベル)で算定されなければならない。 	複合マージンは、ポートフォリオ内の、類似した契約開始日および保険カバー期間を持つ契約を纏めた契約の集団(群団レベル)で算定されなければならない。a
事後の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ リスク調整は各報告日ごとに再測定されなければならない。 ・ 残余マージンは利息の付加以外の理由で再測定してはならない。 ・ 残余マージンは保険カバー期間にわたり、規則的な方法で収益として解放される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複合マージンは再測定してはならない。 ・ 複合マージンは、以下の計算式を基礎とするカバレッジ期間と保険事故処理期間を結合した期間にわたり収益として解放される： (当期に配分された保険料 + 当期の保険金および給付金) / (総契約保険料 + 保険金と給付の総額)

見解

明示的なリスク調整を含めたことは、保険契約における最近の会計モデルからの大きな変更となった。既存のいくつかのモデルは、リスク・マージンを導入しているが、保険負債の不確実性を測定する数理計算上の技法を開発することは複雑で、実務で現在進行中の分野である。適切な評価技法を選択し、(リスク調整測定のための) 集約の適切なレベルを定義し、ポートフォリオに合わせて技法を調整することは、これらを導入しその後も継続しなければならず、企業にとって挑戦になるだろう。収益パターンの変化は、マージンが時間とともにどのように解放されるかによって依存するこれらの変化から生じる可能性がある。

より個別のかつ詳細データを利用できるようになることは、負債と利益のボラティリティの両方を抑えることになる

分散の便益を最大化する集約のための最適ポートフォリオの策定を可能とし、その結果として、企業に競争上の優位性を提供すると思われる。ポートフォリオ・レベルの保険負債の確率配分モデルを開発し、使用した仮定の適切な根拠を開発するには、しっかりとしたプロセスを必要とするであろう。

複合マージンモデルが最終的に選択された場合、マージンの調整やその後の解放のために、企業が、現在の情報と、契約開始日に設定されたまたは各報告日毎にアップデートされた保険料およびその他の値とをリンクする必要がある。

測定モデル - 短期契約のための簡易アプローチ

ED はすべての保険契約の会計処理は、保険事故の発生によって決定される2つのフェーズ(保険事故発生前(pre-claim)と保険事故発生後(post-claim))を通じて行われると説明する。保険事故発生前のフェーズでは、会計モデルは、保険者のパフォーマンスにおける「待機(stand ready)」債務の影響を見積る。保険事故発生が通知されている契約の場合、すべての残余マージンを収益(income)として解放し、さらに、「ビルディング・ブロック・アプローチ」を使用して負債(支払備金)を計上することによって、測定モデルは、保険事故発生後の負債(post-claim liability)を測定する。

保険事故発生前負債(pre-claim liability)のフェーズでは、同じような会計上の動きをする非常に多くの契約が存在するため、ED は、保険カバー期間が12カ月以下でオプションや追加の保証の組込みがない契約には、簡易な手続き(short-cut method)の使用を要求している。ED は、この簡易アプローチはあくまで主要モデルの簡易版として開発されたものであり、保険契約の会計の代替的な基礎を示していないことを認識している。

簡易アプローチは、当初の負債は、契約から期待される保険料(通常これらはすべて前払される)の現在価値から当該契約に直接帰属し、増加する新契約費(これも通常すべて前払される)を差引いたものを使用して測定することを要求している。発生した保険金および給付金に基づく収益の解放が、定額法による収益の解放と大きく相違する場合を除き、この負債はその後、時の経過をベースに収益に解放される(定額法)。当初の保険事故発生前の負債(pre-claim liability)の収益への解放は、この簡易モデルでの利益パターンを主要モデルの利益パターンと一致させ、いずれのモデルでも、保険カバレッジ期間(12カ月以下)にわたって利益が認識され、カバー期間終了日の財務諸表には同額の保険事故発生後負債(claim liability)が認識される。

保険事故発生後負債は、常に3つのビルディング・ブロックを使用して測定され、簡易アプローチの使用を要求される保険者は、(保険事故発生前負債の積み立てと)平行して支払備金(claim liability)を積み上げていくことになる。

見解

簡易アプローチは、短期のカバレッジ期間で単純な条件の契約すべてに適用される。未経過保険料の利用についての分析は、開示され、新しい要求事項の順序状況を注目させることになる。適切な収益計上パターンを決定してモデリングするためには、判断が必要になる。

契約の境界(contract boundary)

ED が解決しようとしている難しい概念的論点は、フレームワークにおける資産と負債の定義と ED での提案内容との調整である。

保険契約上の権利と義務を別個に分析することを要求された場合、保険契約者から保険料を受領する権利は、その権利が行使可能である限りにおいてのみ、資産として認識するが、保険金の支払義務は無条件と判断され、全額を負債として認識する必要がある。このアプローチでは、(保険の)基本的な経済構造と整合しない大きな負債が生じる可能性がある。

この問題点を認識し、IASB は、保険契約を、保険契約者に契約を解約または更新することを認めた組込みオプションを含めた権利と義務を束ねたもの(換言すれば契約上の権利と義務を一体)として考えるアプローチを代わりに採用した。

IASB は、契約を解約または更新する組込みオプションは保険契約と不可分なものであり、これらのオプションの影響は最初の「ビルディング・ブロック(将来キャッシュ・フローの見積り)」の測定に含めなければならないと信じている。このオプションが考慮される期間は、その保険契約の境界によって制限される。契約の境界は、「保険者が契約者に対し保険カバーの提供を解約または却下できる時点」と「保険者が「契約者のリスクを再評価する権利または実務上の能力があり、その結果、当該リスクを完全に反映する価格を設定できるようになった時点」のいずれかの将来の時点である。

最近発行された収益認識に係る公開草案は、対価(consideration)を、契約の中の異なる構成要素に配分するオプションの存在を考慮する同様の概念を採用している。IFRS の収益モデルでのコンセプトがより広く適用される場合、アセット・マネジメント・サービスなど非保険サービスについてもこの評価をすることになる。

見解

保険契約の境界という概念は、多くの者にとって、不確実なキャッシュ・フローを伴う契約を会計処理するための画期的なアプローチである。このアプローチでは、契約の境界内で発生する将来の保険料が持つ経済的便益のみが測定に含まれていることを確認するため、すべての保険数理学的モデルが慎重に検討される必要がある。この概念を、IFRS 収益モデル全般に拡大適用すれば、上述の評価は、販売される他の非保険サービス(資産管理サービスなど)にとっても必要なものとされると思われる。

契約ベースのアプローチのもう1つの重要な影響は、ED が報告日における権利と義務の束を単一の勘定残高によって表示することを要求していることである。

このアプローチは、ビルディング・ブロック・アプローチに使用されている将来の純キャッシュ・フローの見積りと結びついている。また、それは期待値の純額が、負債になる前に資産として反映されるという状況(例えば、ほとんどの入金(inflow)が将来の分割払いで払い込まれる長期平準払い保険契約の場合)が起こりうるということも意味している。

有配当性(participating futures)

契約ベースのモデルを ED に導入したことにより、IASB はもうひとつの特に難しい問題を解決することができた。即ち、有配当性の会計処理の問題である。

保険者は、しばしば、保険契約者に対して保証された給付に追加して重要な追加給付を受け取るオプションを提供している。このような追加給付は保険者の裁量に基づいて決定されている。しかし ED は、ED の規定する有配当性の定義を満たすためには、参照される金額(reference amount)は、以下のいずれかに基づかななくてはならない。

- (i) 保険契約の特定のプールまたは保険契約の特定の種類のパフォーマンス
- (ii) 契約発行者が保有する資産の特定のプールの実現、および/または、未実現の投資リターン
- (iii) 契約を発行した会社、ファンドまたはその他の事業体の損益

現在、保険者は、(現行のIFRS4 に従って)有配当性を、負債、資本要素、または負債と資本に分割して取り扱うかを決めることができる。

ED では、有配当性が他の契約条項と強い相互依存関係にあり、契約と一体の要素として取り扱うべきであり、したがって、保険者が契約者に支払うであろう将来キャッシュ・フローの金額は、将来キャッシュ・フローの見積りに含めるべきであると結論付けている。即ち、保険者は、保険契約上の保証された給付金に追加することが合理的に予想できる範囲で見積ることが必要になる。

また ED は、保険契約だけでなく保険リスクが移転されていない金融商品にも有配当性が組み込まれていることを認識しており、上記で定義された有配当性を有するすべての金融商品は、IAS 第 39 号「金融商品:認識および測定」ではなく、保険契約に関する公開草案の範囲に含まれることになる。この、範囲に関する判断は、IFRS4 で使用されているアプローチと首尾一貫している。

US GAAP のもとでは、FASB はこのような金融商品には一般的な金融商品の会計基準を適用することを決定した。

見解

有配当性の会計処理に対して提案された解決内容は、現在の実務が著しく異なっている分野に適用される。

ED のアプローチは、(会計処理の)一貫性をもたらす一方で、とりわけ生命保険会社にとっては、移行日における最も重要な実施上の課題を生み出す。このアプローチにより、保険者の財政状態計算書に表示されている有配当ファンドから生じる剰余金(surplus)(ある法域の下では「継承資産(inherited estate)として知られている」)を、保険契約者および株主への予想分配という観点から、分析することが必要になる。保険契約者に剰余金の分配をすれば、それは保険契約負債の一部に含まれ、他方、株主への剰余金の分配は、保険者の資本に影響を及ぼすことになる。一部の有配当ファンドが、その歴史の長さ(19 世紀まで遡るものもある)によって多額の階層

化された剰余金を有していることを考えると、保険者はできるだけ早く、新しい基準が定める要求事項の分析を開始する必要があるだろう。(IFRS4 フェーズ 1 の段階で)有配当性剰余金のすべてが負債に分類されている場合、株主の剰余金の潜在的な「臨時収入」を管理するためだけでなく、移行およびその後の会計処理の結果の理解のためにも、適時に分析を行うことが重要になる。

また ED には、有配当性の保険契約および投資契約について以下の要求事項が含まれている。

- ・ 資産ベースの割引率を使用する要求
- ・ 有配当性金融商品に組み込まれている解約オプションおよび更新のオプションへの契約の境界の適用
- ・ 有配当ファンドの中で管理されている資産の価値を反映した基礎で、有配当性金融商品の残余マーヅンを収益認識する要求

定義と範囲

IFRS4 フェーズ 1 では、IFRS で、各国の過去の会計実務について従来と同じ取扱いが認められる取引のタイプは何か投資家にとって明らかのように、保険契約に関する利用しやすい定義の導入に焦点が絞られていた。この定義は有効であることが証明されたため、ED では以下 2 つに限った、改善を加えている。

一つ目は、保険リスクが重要なものであるかどうかを評価するために、現在価値を使用する要求の導入である。この慣行は、生存の際に支払われる給付金と他の時点で支払われる給付金(例えば解約返戻金)との比較は、生存日時点で支払われる給付金の現在価値を使用することによってのみ可能であるため、保険事故が保険契約者の生存という事象である保険契約に対しては、既に適用されている。

二つ目は、保険リスクが重要なものであるかどうかの評価で考慮するシナリオは、商業的実態を持つべきという要求に関連している。そのシナリオが商業的実態を伴うためには、そのシナリオが、契約から受取るだろうすべてのイン・フローを考慮後も、なお、保険者に損失を生じさせる可能性がなければならない。

これら双方の明確化は、FASB が IFRS の契約の定義の採用を促進する動きを後押しするために追加された。

ED は、2 つの重要な範囲の変更も含んでいる。

1. 発行された金融保証契約: これらの契約は常に保険契約の定義に満たしているが、現在は IAS 第 39 号「金融商品: 認識および測定」によって会計処理されている。ED では、発行された金融保証契約を保険契約として会計処理することを提案している。ED では、保有される保険契約に対する会計処理については言及されていないため(換言すれば、保険契約者の会計は扱っていないため)、これらの金融保証契約の保有者は、引き続き現行の会計方針に従ってそれらの処理を継続することになるだろう。
2. 固定手数料サービス契約: これらの契約は、現在は IFRS4 の範囲となっているが、公開草案では新しい収益認識基準の範囲に含めることを提案している。

アンバンドリング

IFRS4 フェーズ 1 の開発にあたって、アンバンドリングについて相当の議論があった。その時決着した妥協案は、

保険者が預り金要素を別個に測定し、保険者の会計方針が預り金要素から生じるあらゆる権利と義務を認識することを特に要求していない場合にのみ、アンバンドリングを要求するという極めて限定的なガイダンスだった。しかし実務ではこうしたケースはほとんどないため、強制的なアンバンドリングはめったに発生しない。

EDは、保険カバレッジに「密接に関連」しない要素のアンバンドリングを要求している。そのため、EDは、保険契約の投資要素およびサービス要素の保険要素からのアンバンドリングを提案し、一般的な例として以下を提示している。

- (a) 特定の規準を満たす勘定残高を反映する投資要素
- (b) IAS 第 39 号「金融商品：認識および測定」に従って、ホスト契約から区分される組込デリバティブ
- (c) 保険カバレッジに密接に関連していないが、商業的実態 (commercial substance) がないという理由から、保険カバレッジを含んだ契約に結合されている財およびサービスに係る契約条件

ED は、上記 (a) で、純粋な預り金のみをアンバンドルすべきであること、預り金に関連する手数料や課金は、その契約の保険要素、またはバンドルされた契約の別の要素に属するものとして取り扱うことを明確化している。

保険契約に組み込まれた解約オプションおよびこの解約オプションが通常保険契約のホスト契約から分離されない理由について、有益な明確化が行われた。ED は、解約オプションは、一般的に契約全体の解約を決定するため、他の要素のすべてと相互依存関係にあるので、保険カバーと密接に関連していると説明している。

見解

(アンバンドルは、) 年金商品やユニバーサル生命保険の会計上の価値のための個別会計処理、保証商品に組み込まれたデリバティブの区分処理など、多くの処理が要求される生命保険業界に大きな影響がある。アンバンドリングの原則は、保険契約の定義の枠内で運用されるため、各要素の特性の最終的な決定は、個々の商品ベースで行う必要がある。

表示

ED では、保険契約のための測定アプローチを開発するほか、「要約マージン」アプローチで保険契約を包括利益計算書に表示することも要求している。

包括利益計算書の表示の重要性から、ED ではこの問題に対する特定のインプットの提供を回答者に求めている。包括利益計算書の本体には、少なくとも以下の5つの表示科目 (line item) が含まれる。

- ・ **引受マージン** - 引受マージンは、残余マージンが保険カバー期間にわたり解放されることから生じる収益、および報告日時点における期待価値の再測定に伴うリスク調整の変動を含む、リスク調整の解放から生じる収益を含む。複合マージンモデルでも、この表示科目には、複合マージンの解放から生じる収益を含める。
- ・ **当初認識における利得および損失** - 当初認識における利得および損失は、再保険購入時のデイトン利得ばかりでなく、「ビルディング・ブロック・モデル」でマイナスの残余マージンが生じる場合に、認識したデイト

ワン損失をとらえる。(以下参照)。

- ・ (特定の引受契約に帰属する) **増分費用以外の新契約費**
- ・ **実績調整および見積りの変更** - 実績調整および見積りの変更は、予想キャッシュ・フローと実際キャッシュ・フローの差額、将来キャッシュ・フローの見積りの変更、将来キャッシュ・フローを割引に使用した割引率の変更、再保険資産に係る減損損失を含む。
- ・ **保険契約負債に係わる利息** - 保険契約負債に係わる利息は、(保険契約負債の現在価値の)割り戻し(に伴う利息費用)である。(この利息費用の原資である)保険契約負債を担保する資産の投資からの結果とともに記載することが望ましい。

3つのビルディング・ブロックと共に計算された保険事故発生後負債/支払備金(claims liability)から生じる費用と未経過保険料負債から生じる収益を区分して表示するために簡便化された方法が使用される場合、特定の表示科目を追加しなければならない。表示科目の各々について、表示が要求される要素は、個別の表示科目として表示するか、または注記で開示することができる。

このような表示アプローチの目的は、収益認識の基本となるビルディング・ブロック・モデルの主要な要素(の動き)を包括利益計算書の本体に表示することにある。

見解

要約マージン・アプローチは、現在のIFRSでは比較的新しく、契約によるキャッシュ・フローの流入を収益として、キャッシュ・フローの流失を費用として表示する「グロス・フロー」表示が使用されているいくつかの会計実務が存在する。「エンベディッド・バリュー」として知られる補完的な報告は、生命保険会社の業績を表すために似たようなアプローチを採用しているが、こうしたアプローチは一般的な損害保険会社では見られない。

IFRSの表示に関する新たな要求を達成させるためには、総勘定元帳および基礎となる会計システムの体系(codification)に、変更を加える必要があり、(このシステム対応を)保険者による実施計画のフェーズの後半に委ねる場合、要求されたデータを得るための必要なプロセスの導入が、困難となる可能性がある。

開示

提案されている開示の原則は、財務諸表利用者が、保険契約から生じる将来キャッシュ・フローの金額、時期および不確実性を理解するのに役立つ情報を提供することを意図している。EDに提示された原則は、企業は以下に関する定性的および定量的情報を開示しなければならないことを示している。

- ・ 保険契約から生じた、財務諸表で認識された金額
- ・ 保険契約から生じたりスクの内容および程度

ED は、開示目的のための最大の集約レベルは、IFRS 第 8 号「事業セグメント」において定義されている報告すべき事業セグメントであることも規定している。また開示された情報は、数値を財務諸表の本体の表示科目に対して、調整するために十分なものでなければならないことを要求している。

IFRS4 フェーズ I とは異なり、ED は、あるべき開示の様式をかなり規定している。例えば、保険契約の帳簿価額の推移を示す期首から期末までの増減表 (the roll forward table) に含めるべき個々の表示項目について詳述している。またこの増減表は、ビルディング・ブロックの構成要素のそれぞれの動きを示すように設定されるべきである。

ED は、リスク調整の見積りに使用した方法およびインプット、また該当する場合、リスク調整に対応する信頼水準について開示を要求している。

ED は、保険事故発生後負債 (post-claim liabilities) のクレーム・ディベロップメント表 (loss development tables) を最大 10 年にわたって作成することを求める現在の要求を維持している。ただし経過措置は、関連する情報を従来公表していない場合には、クレーム・ディベロップメントに記載する時系列の情報を、新基準を最初に適用する事業年度の末日からの 5 年間に限定するという提案がされている。この経過措置により、保険者は残り 5 年間のデータについては時間をかけて積み上げ作成することが可能になる。しかし 10 年間のクレーム・ディベロップメントを段階的に作成するというこの救済措置は、2005 年以降 IFRS4 フェーズ I に従って報告を行ってきた既存の IFRS 報告企業の場合は、2000 年にまで遡ったクレーム・ディベロップメントを公表しているため、利用できない。

見解

ED は、IFRS4 フェーズ I から開示の要求について大きな変更はしていない。しかし ED は、各国の会計基準の開示より高いレベルの開示を要求している。この追加された開示レベルは、保険者にデータの取得および管理方法、システムの適応能力、財務報告に係る内部統制の有効性について、再評価を要求する。

ユニット・リンク契約

ED は、ユニット・リンク契約によってファンドが保有している「保険者が発行した株式」および「保険者が占有する不動産」を追加することにより、公正価値オプションを利用できる項目のリストを拡大している。

IAS 第 32 号「金融商品：開示」および IAS 第 16 号「有形固定資産」の IFRS の一般原則に対するこれらの例外は、IFRS4 フェーズ I の規制の枠組みのもとで発生した会計上のミスマッチの解消を可能にする。とりわけ「保険者が発行した株式」に対する例外処理は、現在これを資産として認識できない (資本からの控除として会計処理する) ことから、注目に値する。今回の提案により、「保険者が発行した株式」をユニット・リンク型ファンドに投資している場合、発行者は「保険者が発行した株式」を資産として計上し、公正価値評価による利得および損失を損益で認識することを選択ができる。

ED は、US GAAP や Canadian GAAP で一般的に使用されている「シングル・ライン」アプローチに焦点をあてて、ユニット・リンクの表示要求を導入した。この要求により、ユニット・リンク契約を担保するすべての資産は財政状態計

算書上の単一項目に含まれる。収益または費用を単一項目での表示が要求される場合、同様の処理は、包括利益計算書においても適用される。

見解

これらの規定は、ユニット・リンクの特徴を持った保険契約および金融商品の双方に対して適用される。

ED で解決がなされていない既存の会計上のミスマッチについては、発行体の子会社に投資するユニット・リンク型のファンドから発生する。このケースでは、連結資産および負債については公正価値オプションが適用できるだろう。しかし、IFRS では引き続き認識することが認められ資産である自己創設のれん (internally generated goodwill) については、公正価値オプションを適用できない。

再保険

再保険の購入のみが、ED が取り扱っている保険契約者の会計処理である。

全体的なアプローチは、保険契約に対して示されたものと同じである (すなわち 3 つのビルディング・ブロック・アプローチ)。ただし、以下の 3 つの特定の要求については、別個に分析する必要がある。

1. 出再者 (すなわち自らが引き受けた保険リスクに対して保険をかける保険者) は、自らが購入した再保険契約から得られる効果 (benefit) を、再保険の対象とされた元受保険のリスクおよびキャッシュ・フローを参照して測定する (出再者が再保険の対象にしたキャッシュ・フロー部分のリスクが大きければ大きいほど、再保険資産も大きくなる)。
2. 出再者が再保険契約に対して、再保険契約を購入した結果として財務諸表上で認識する金額よりも小さい金額を支払う場合、その差額は利得として損益に即時認識される。反対に、支払額が認識した資産の額よりも大きい場合は、その差額は出再残余マージンとして再保険契約のカバー期間にわたって償却され、損益に認識される。
3. 出再者は、ビルディング・ブロック・モデルで要求された測定に加え、再保険者の不履行から生じる期待損失 (expected loss) に関する修正を含めなければならない。

経過措置と発効日

ED に対するコメントは、2010 年 11 月 30 日まで受け付けられ、最終基準書は 2011 年 6 月に公表される予定である。また、IASB の幾つかのプロジェクトの発効日や経過措置についての関係者からのインプットを求めるための別個の諮問文書 (consultation document) が今年後半に出される予定である。発効日については、IFRS 第 9 号「金融商品」の強制適用日 (現段階では 2013 年 1 月 1 日) と同じになる予定である。保険契約に関する IFRS の強制適用が 2013 年 1 月 1 日以降となる場合は、IASB は、IFRS 第 9 号の発効日の延期を考慮する。

経過措置として、保険者は以下を含む一連の調整を通じて、保険契約負債を修正再表示 (restate) する必要がある。

- ・繰延新契約費または保険ビジネスの取得およびポートフォリオの移管によって認識された無形資産などのすべての保険契約に関する無形資産を消去し、期首利益剰余金を修正する (write-off)。
- ・「ビルディング・ブロック・アプローチ」を使用して保有する保険契約のすべてを修正再表示する。この修正再表示によって生じた差額は、正負を問わず期首の利益剰余金を使用して認識しなければならない。新基準の移行時には、残余マージンは認識されない。

IFRS4 フェーズ I の経過措置と同様に、ED も新しい IFRS を導入する際に金融資産を純損益を通じて公正価値で測定するカテゴリーに再分類する選択を認めている。しかしその他の測定カテゴリーに再指定することは認められない。

当経過措置は、既存の IFRS 報告企業と初度適用企業の双方に適用される。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (英国の法令に基づく保証有限責任会社) のメンバーファーム各社 (有限責任監査法人トーマツおよび税理士法人トーマツ、ならびにそれぞれの関係会社) の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス等を提供しております。また、国内約 40 都市に約 7,000 名の専門家 (公認会計士、税理士、コンサルタントなど) を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト (www.tohmatsu.com) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスをさまざまな業種の上場・非上場クライアントに提供しています。全世界 140 か国を超えるメンバーファームのネットワークで、ワールドクラスの品質と地域に対する深い専門知識により、いかなる場所でもクライアントの発展を支援しています。デロイトの約 169,000 人におよぶ人材は "standard of excellence" となることを目指し、"誠実性"、"卓越した価値の提供"、"相互信頼"、"文化的多様性" といった価値観を共通するカルチャーで結ばれています。継続的な知識習得、チャレンジングな経験、豊富なキャリア形成の機会といった環境を生かしながら、Deloitte のプロフェッショナルは企業責任 (CSR) を強化し、社会からの信頼を築き、各々の地域社会に貢献していきます。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (英国の法令に基づく保証有限責任会社) およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。